

## 介護保険事業に係るQ&A（尾張旭市）

尾張旭市の被保険者に対してのQ&Aになります。

他の市町村の被保険者についての取扱いは、他の市町村にお問い合わせください。

### 〈居宅介護支援〉

①入院時情報連携加算（1）の入院してから3日以内とは、入院当日を0日とし、翌日から起算を開始するという考えでよろしいですか。

例えば4月1日入院、4月4日に情報提供をした場合、加算（1）が算定できますか。

算定できません。

入院当日を起算日とするため。

※愛知県高齢福祉課より平成31年4月17日連絡。

※本市では、この取扱いは、令和元年5月1日からとします。

### 〈総合事業共通〉

①総合事業従来型通所（訪問）サービスを利用する場合、介護予防サービス・支援計画書では週2回計画立てたが、月の後半から利用開始したため、サービス利用票では週1回しか計画を立てれなかった。

この場合、週2回か週1回かどちらで請求すればよろしいか。

週1回になります。

週2回の単位を請求するためには、あらかじめ介護予防サービス計画に週2回以上、従来型通所（訪問）サービスが必要とされたものに対してサービスを行った場合に算定が可能です。

介護予防サービス計画には、全体の計画を示す、介護予防サービス・支援計画書だけでなく、その月ごとの計画を示すサービス利用票等も含まれます。

介護予防支援の流れは、全体の計画を示す、介護予防サービス・支援計画を立てたのち、その月ごとの計画をサービス利用票等で示し、月ごとに実施状況をモニタリング、評価したのち、再度来月の計画を示すという方式をとっております。

月ごとの計画におけるサービス利用票において、あらかじめ週2回以上計画されていない場合は、週2回の単位は算定できません

なお、例文の契約が月の途中の場合は、週1回程度の単位をもとに、契約日からの日割りとなります。

※指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第30条

※介護予防ケアマネジメントも同様とする。